

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-132003

(P2008-132003A)

(43) 公開日 平成20年6月12日(2008.6.12)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 2 6 B 21/06 (2006.01)	B 2 6 B 21/06	Z
B 2 6 B 21/56 (2006.01)	B 2 6 B 21/56	
B 2 6 B 21/52 (2006.01)	B 2 6 B 21/52	C

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2006-318570 (P2006-318570)	(71) 出願人	000005832
(22) 出願日	平成18年11月27日 (2006.11.27)		松下電工株式会社
			大阪府門真市大字門真1048番地
		(74) 代理人	100083806
			弁理士 三好 秀和
		(74) 代理人	100108707
			弁理士 中村 友之
		(74) 代理人	100095500
			弁理士 伊藤 正和
		(72) 発明者	佐近 茂俊
			大阪府門真市大字門真1048番地 松下電工株式会社内
		(72) 発明者	亀岡 浩幸
			大阪府門真市大字門真1048番地 松下電工株式会社内

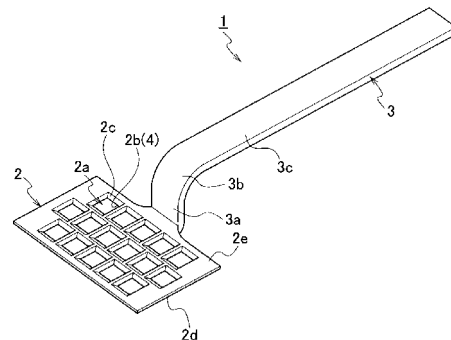
(54) 【発明の名称】 カミソリ

(57) 【要約】

【課題】より簡素な構成で製造コストを軽減することが可能なカミソリを得る。

【解決手段】カミソリ1では、内縁2bに刃4を有する複数の小孔2aが穿設された略平板状の剃毛部2と細長いグリップ部3とが、金属材料またはセラミック材料によって一体成形されている。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

内縁に刃を有する複数の小孔が穿設された略平板状の剃毛部と細長いグリップ部とが、金属材料またはセラミック材料によって一体成形されていることを特徴とするカミソリ。

【請求項 2】

前記剃毛部と前記グリップ部との間に弾性変形部を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載のカミソリ。

【請求項 3】

前記弾性変形部を前記剃毛部表面の直上方から前記グリップ部側にずらして配置したことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のカミソリ。

【請求項 4】

前記グリップ部の少なくとも一部を、屈曲断面を有する板状部分として形成したことを特徴とする請求項 1 ~ 3 のうちいずれか一つに記載のカミソリ。

【請求項 5】

前記グリップ部の末端に、当該グリップ部の長手方向と略直交する方向に張り出す張出部を形成したことを特徴とする請求項 1 ~ 4 のうちいずれか一つに記載のカミソリ。

【請求項 6】

前記グリップ部は、前記剃毛部の周囲に巻回可能な可撓性を有することを特徴とする請求項 1 ~ 5 のうちいずれか一つに記載のカミソリ。

【請求項 7】

鏡面部を有することを特徴とする請求項 1 ~ 6 のうちいずれか一つに記載のカミソリ。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、グリップ部と剃毛部とを有するカミソリに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来この種のカミソリは、樹脂によって構成される部分（例えば柄）に、研磨処理等を施した金属製の刃を組み込んで製作されるのが一般的である（例えば特許文献 1）。

【特許文献 1】特開 2005 - 261544 号公報**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

しかしながら、上記従来のカミソリでは、樹脂によって構成される部分と金属によって構成される部分とを有する分、製造工程が複雑になり、製造コストが増大するという問題があった。

【0004】

そこで、本発明は、より簡素な構成で製造コストを軽減することが可能なカミソリを得ることを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0005】**

請求項 1 の発明にあつては、内縁に刃を有する複数の小孔が穿設された略平板状の剃毛部と細長いグリップ部とが、金属材料またはセラミック材料によって一体成形されていることを特徴とする。

【0006】

請求項 2 の発明にあつては、上記剃毛部と上記グリップ部との間に弾性変形部を設けたことを特徴とする。

【0007】

請求項 3 の発明にあつては、上記弾性変形部を上記剃毛部表面の直上方から上記グリップ部側にずらして配置したことを特徴とする。

10

20

30

40

50

【0008】

請求項4の発明にあつては、上記グリップ部の少なくとも一部を、屈曲断面を有する板状部分として形成したことを特徴とする。

【0009】

請求項5の発明にあつては、上記グリップ部の末端部に、当該グリップ部の長手方向と略直交する方向に張り出す張出部を形成したことを特徴とする。

【0010】

請求項6の発明にあつては、上記グリップ部は、上記剃毛部の周囲に巻回可能な可撓性を有することを特徴とする。

【0011】

請求項7の発明にあつては、鏡面部を有することを特徴とする。

【発明の効果】

【0012】

請求項1の発明によれば、剃毛部とグリップ部とを一体成形することで、部品点数が減って製造工程が簡素化され、製造コストを軽減することができる。

【0013】

請求項2の発明によれば、弾性変形部によって剃毛部がグリップ部に対して姿勢変化しやすくなり、剃毛部の肌への追従性を向上することができる。

【0014】

請求項3の発明によれば、弾性変形部をグリップ部側にずらして配置した分、剃毛部が露出して掃除しやすくなる。

【0015】

請求項4の発明によれば、グリップ部が立体的になる分、操作性や使い心地が向上する。さらに、当該握りやすい立体的なグリップ部を有するカミソリを、一つの板状部材から成形できるという利点がある。

【0016】

請求項5の発明によれば、張出部を設けた分、カミソリを立てかけやすくなったり、縦置き姿勢で自立させやすくなったりする。

【0017】

請求項6の発明によれば、グリップ部を剃毛部の周囲に巻回することで、手指等が剃毛部に形成した刃に接触しにくくなる。また、巻回した状態ではカミソリがよりコンパクトになるため、持ち運びが容易になったり、収納しやすくなったりする等、利便性が高まる。

【0018】

請求項7の発明によれば、鏡面部によって剃毛状態等を確認できて便利である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

以下、本発明の実施形態について図面を参照しながら詳細に説明する。

【0020】

(第1実施形態)図1は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【0021】

本実施形態にかかるカミソリ1は、略矩形(略長方形)の平板状の剃毛部2と、細長い帯板状のグリップ部3とが、金属材料またはセラミック材料によって一体成形されている。

【0022】

剃毛部2には、その内縁2bに刃4が形成された略矩形断面の小孔2aが複数穿設されている。具体的には、小孔2aの側面2cと剃毛部2の裏面2dとの角度が鋭角に形成され、当該側面2cと裏面2dとの境界としての内縁2bをシャープエッジとすることで刃4が形成されている。

【0023】

10

20

30

40

50

したがって、使用者は、グリップ部 3 を握持して、剃毛部 2 の裏面（肌当界面）2 d を肌に当接させ、適度な力で押し付けながら肌に沿って動かすことで、剃毛することができる。

【0024】

グリップ部 3 は、全体として細長い帯板状を呈しており、グリップ部 3 の剃毛部 2 との接続部 3 a は、略長形状の剃毛部 2 の一長辺の中央部から当該剃毛部 2 の表面 2 e に対して略垂直な方向に伸びるとともに、当該接続部 3 a に屈曲部 3 b を介して接続される延伸部 3 c は、表面 2 e から上方にずれた位置で当該表面 2 e と略平行に伸びている。かかる構成により、グリップ部 3 が肌に接触するのが抑制されている。

【0025】

このカミソリ 1 は、具体的には、まずは、例えば厚さ 1 mm の SUS 420J2 の生材（板材）あるいは焼鈍板材を打ち抜き加工することでカミソリ 1 の全体（剃毛部 2 およびグリップ部 3）の外形および小孔 2 a を形成し、次に、プレス加工によって剃毛部 2 とグリップ部 3 との境界部分に曲げ加工を施すとともに小孔 2 a の側面 2 c を形成し、焼入れた後に、刃 4 の裏面 2 d を研削あるいは研磨することで、得ることができる。

【0026】

なお、本実施形態では、剃毛部 2 の板厚 t_1 を、グリップ部 3 の板厚 t_2 より小さくすることで、剃毛部 2 の柔軟性が増し、これにより、肌に対する追従性が向上している。各部の板厚 t_1 , t_2 は、プレス加工時に調整することが可能である。

【0027】

以上の本実施形態によれば、剃毛部 2 とグリップ部 3 とを一体成形することで、製造工程が簡素化され、製造コストを軽減することができる。

【0028】

（第 2 実施形態）図 2 は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 A は、上記第 1 実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【0029】

本実施形態にかかるカミソリ 1 A は、剃毛部 2 とグリップ部 3 との間に弾性変形部 5 を備えている。この弾性変形部 5 は、側面視で略 Z 字状に屈曲形成されており、剃毛部 2 に入力される肌からの反力によって、二つの屈曲点 5 a , 5 b を基点として屈曲変形することで、グリップ部 3 に対する剃毛部 2 の角度変化を許容するものである。なお、この弾性変形部 5 は、上記プレス加工（曲げ加工）の工程で形成することができる。

【0030】

かかる構成によれば、弾性変形部 5 によって剃毛部 2 がグリップ部 3 に対して姿勢変化しやすくなり、剃毛部 2 の肌への追従性を向上することができる。

【0031】

（第 3 実施形態）図 3 は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 B は、上記各実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【0032】

本実施形態にかかるカミソリ 1 B も、剃毛部 2 とグリップ部 3 との間に弾性変形部 5 B を備えており、この点では、上記第 2 実施形態と同様の作用効果を得ることができる。

【0033】

ただし、本実施形態では、比較的小さい山部と谷部とが反復形成された弾性変形部 5 B を、剃毛部 2 の表面 2 e の直上方からグリップ部 3 側にずらして配置することで当該剃毛部 2 の表面 2 e を露出させ、弾性変形部 5 B が掃除の邪魔になることを抑制している。

【0034】

すなわち、かかる構成によれば、剃毛部 2 に付着した毛や皮脂等の汚れを除去しやすく

10

20

30

40

50

なって、カミソリ 1 B をより清潔に維持しやすくなる。

【 0 0 3 5 】

(第 4 実施形態) 図 4 は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 C は、上記各実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【 0 0 3 6 】

本実施形態にかかるカミソリ 1 C は、基本的には上記第 2 実施形態にかかるカミソリ 1 A と略同一の構成を備えている。

【 0 0 3 7 】

ただし、本実施形態では、Z 字状の弾性変形部 5 C の中央部に開口窓部 5 c を設けることで当該剃毛部 2 の表面 2 e を露出させ、弾性変形部 5 C が掃除の邪魔になることを抑制している。

【 0 0 3 8 】

(第 5 実施形態) 図 5 は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 D は、上記各実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【 0 0 3 9 】

本実施形態にかかるカミソリ 1 D では、グリップ部 3 D の少なくとも末端部 (本実施形態では末端部から略中央部までの区間) を断面円弧状 (略 C 字状) の半筒状に屈曲成形している。

【 0 0 4 0 】

かかる構成によれば、帯板状のグリップ部に比べてグリップ部 3 D の操作性や使い心地が向上する上、当該握りやすい立体的なグリップ部 3 D を有するカミソリ 1 D を、一つの板状部材から容易に成形できるという利点がある。なお、さらに、グリップ部 3 D の表面に凹凸形状 (例えば、溝、突条、突起、穴等) を設けると、手指から滑り落ちにくくなって、操作性や使い心地をより一層向上することができる。

【 0 0 4 1 】

(第 6 実施形態) 図 6 は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 E は、上記各実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【 0 0 4 2 】

本実施形態にかかるカミソリ 1 E では、グリップ部 3 E の末端部に、当該グリップ部 3 E の長手方向と略直交する方向に張り出す張出部 6 を形成している。具体的には、グリップ部 3 E の末端部を一端上方に屈曲させ、その上端部を下方に屈曲させることで、張出部 6 の端面部 6 a を形成している。この張出部 6 は、カミソリ 1 E を縦置き姿勢としたときに、脚あるいは台座として機能することになる。

【 0 0 4 3 】

かかる構成によれば、張出部 6 を設けた分、カミソリ 1 E を洗面所 (洗面台) や風呂場等の壁の縦面に立てかけた状態で置きやすくなる。さらに大きな張出部 6 を設けると、カミソリ 1 E を縦向きに自立させることも可能となる。

【 0 0 4 4 】

(第 7 実施形態) 図 7 は、本実施形態にかかるカミソリの伸張状態を示す斜視図、図 8 は、グリップ部を剃毛部の周囲に巻回した収納状態を示す斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 F は、上記各実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【 0 0 4 5 】

10

20

30

40

50

本実施形態では、グリップ部 3 F が、剃毛部 2 の周囲に巻回可能な可撓性を有している。これは、例えば、カミソリ 1 F を SUS 4 2 0 J 2 のようなバネ鋼によって成形することで実現可能である。

【 0 0 4 6 】

具体的には、図 7 に示すように、グリップ部 3 F は、伸張状態では、平行な二本の帯板部 3 F a , 3 F b と、それら帯板部 3 F a , 3 F b の末端で巻回方向に沿って僅かに湾曲する略矩形のカバー部 3 F c とを備える。この伸張状態で剃毛処理が行われる。

【 0 0 4 7 】

一方、図 8 に示すように、収納状態では、二本の帯板部 3 F a , 3 F b が剃毛部 2 の表面 2 e 上を略逆 U 字状に跨って配置され、カバー部 3 F c が剃毛部 2 の裏面 2 d の下方に配置されて、これら帯板部 3 F a , 3 F b とカバー部 3 F c とが剃毛部 2 をその長手方向軸回りに巻回されるようになっている。また、剃毛部 2 に形成した係合孔 2 f に、カバー部 3 F c に形成した係合突起 3 F d を差し込むことで、当該巻回状態が維持できるようにしてある。

【 0 0 4 8 】

本実施形態によれば、グリップ部 3 F を剃毛部 2 の周囲に巻回することで、手指等が剃毛部 2 に形成した刃 4 に接触しにくくなる。また、巻回した状態ではカミソリ 1 F がよりコンパクトになるため、持ち運びが容易になったり、収納しやすくなったりする等、利便性が高まる。

【 0 0 4 9 】

(第 8 実施形態) 図 8 は、本実施形態にかかるカミソリの斜視図である。なお、本実施形態にかかるカミソリ 1 G は、上記各実施形態にかかるカミソリと同様の構成要素を備えている。よって、以下では、それら同様の構成要素には共通の符号を付すとともに、重複する説明を省略する。

【 0 0 5 0 】

本実施形態にかかるカミソリ 1 G は、基本的に上記第 2 実施形態にかかるカミソリ 1 A とほぼ同様の構成を備えている。

【 0 0 5 1 】

ただし、本実施形態では、カミソリ 1 G の一部(本実施形態では弾性変形部 5 G)の表面を鏡面化することで、鏡面部 7 を形成している。

【 0 0 5 2 】

かかる構成によれば、この鏡面部 7 によって別途鏡等を用いることなく剃毛状態等を確認することができて便利である。

【 0 0 5 3 】

以上、本発明の好適な実施形態について説明したが、本発明は上記実施形態には限定されず種々の変形が可能である。例えば、剃毛部や、弾性変形部、グリップ部、張出部等の形状、厚み、大きさなどは、上記実施形態に限定されるものではなく、種々に変形することが可能である。グリップ部は、略コ字状断面等、他の屈曲断面としてもよいし、円管状に形成してもよい。また、張出部は、略 L 字状に成形してもよいし、帯板部分の幅方向に張り出させてもよい。

【 0 0 5 4 】

また、上記実施形態では、カミソリをステンレススチールによって成形した場合を例示したが、他の金属材料によって成形してもよいし、セラミック材料によって成形してもよい。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 5 5 】

【 図 1 】 本発明の第 1 実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【 図 2 】 本発明の第 2 実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【 図 3 】 本発明の第 3 実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【 図 4 】 本発明の第 4 実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

10

20

30

40

50

【図5】本発明の第5実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【図6】本発明の第6実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【図7】本発明の第7実施形態にかかるカミソリの伸張状態を示す斜視図である。

【図8】本発明の第7実施形態にかかるカミソリのグリップ部を剃毛部の周囲に巻回した収納状態を示す斜視図である。

【図9】本発明の第8実施形態にかかるカミソリの斜視図である。

【符号の説明】

【0056】

1, 1A ~ 1G カミソリ

2 剃毛部

2a 小孔

2b 内縁

2e 表面

3, 3D, 3E, 3F グリップ部

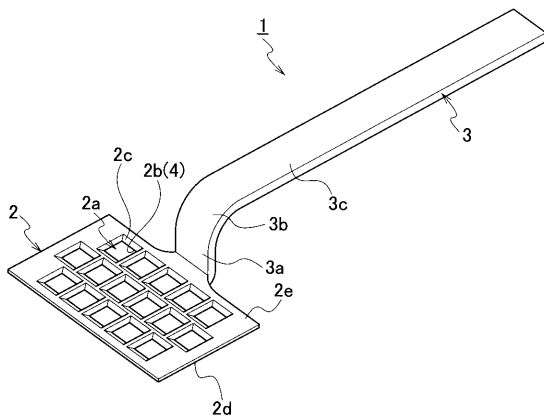
4 刃

5, 5B, 5C, 5G 弾性変形部

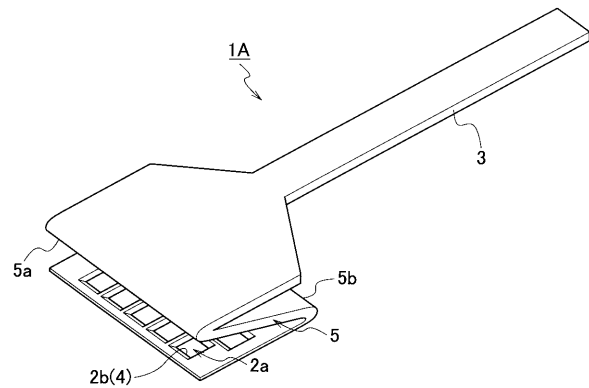
6 張出部

7 鏡面部

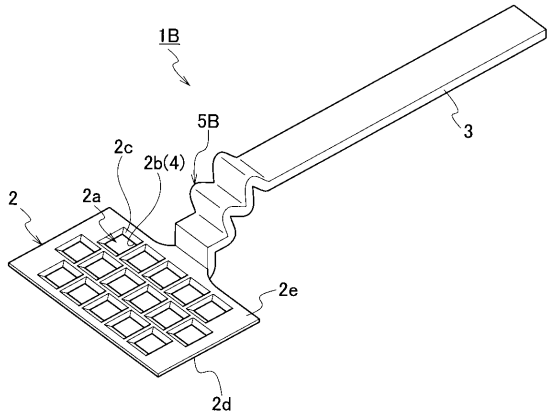
【図1】



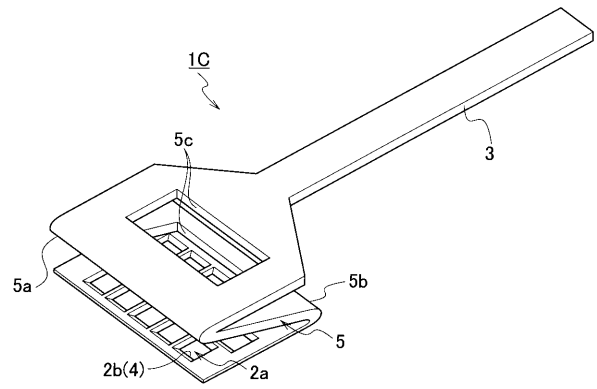
【図2】



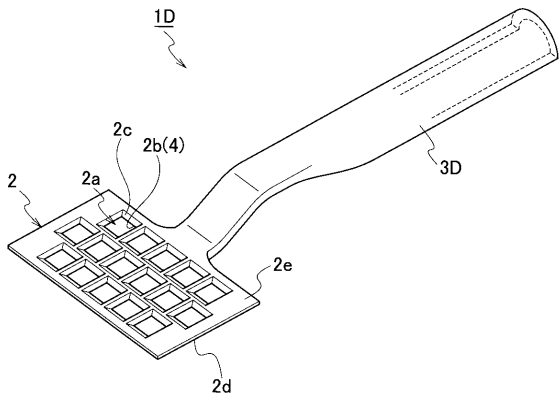
【 図 3 】



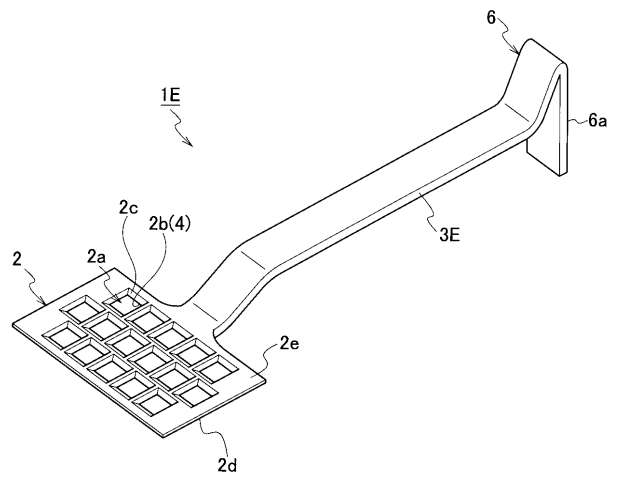
【 図 4 】



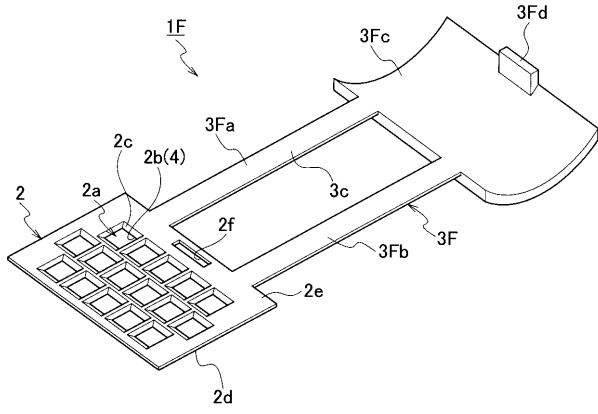
【 図 5 】



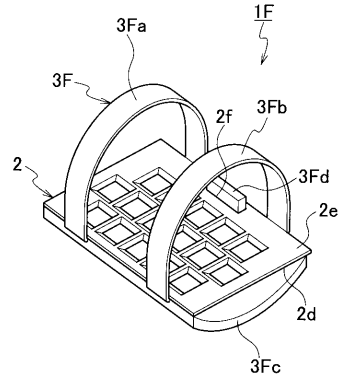
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】

